

新たな森林調査システム検証事業業務委託に係る 企画提案競技実施要領

1 目的

新たな森林調査システム検証事業業務委託の受託者を決定する企画提案競技の実施について、必要な事項を定める。

2 業務委託の内容

別紙「新たな森林調査システム検証事業業務委託仕様書」のとおり。

3 委託期間

契約の日から令和5年3月31日まで

4 予算上限額

15,490,200円（消費税及び地方消費税額を含む。）

金額には、委託業務の履行に要する全ての経費を含む。

また、委託料は業務完了検査に合格した後、精算払により支払う。

5 提出及び問い合わせ先

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号（宮崎県庁7号館1階）

宮崎県環境森林部森林経営課森林管理推進室

（担当：小川、塩谷）

TEL 0985-26-7160 FAX 0985-27-0987

E-mail shinrin-kanri@pref.miyazaki.lg.jp

6 企画提案競技参加資格

本企画提案競技に参加しようとする者は、次の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 本業務について、十分な業務遂行能力を有する者
- (2) 委託業務を円滑に遂行するための拠点（支店等を含む。）を県内に有すること。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (4) 役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又はその支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が暴力団関係者（宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められる者又は暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められる者でないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。

- (6) 県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）の未納がないこと。
- (7) 宮崎県発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。
- (8) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）。

7 スケジュール

- | | |
|----------------|----------------------------|
| (1) 公告 | 令和 4 年 7 月 8 日（金） |
| (2) 質問書受付期限 | 令和 4 年 7 月 19 日（火）午後 5 時 |
| (3) 参加申込書受付期限 | 令和 4 年 7 月 22 日（金）午後 5 時 |
| (4) 企画提案書等提出期限 | 令和 4 年 7 月 29 日（金）午後 5 時 |
| (5) プレゼンテーション | 令和 4 年 8 月 4 日（木）午前 10 時から |
| (6) 結果通知 | 令和 4 年 8 月 8 日（月）予定 |

8 質問及び回答

(1) 質問

ア 質問書の提出方法

本業務に関し質問がある場合は、質問書（様式第 4 号）を提出すること。

- ① 提出方法は、本要領 5 の担当課にメールで行うこと。
- ② 件名は、「新たな森林調査システム検証事業業務に係る質問」とする。

イ 受付期限

令和 4 年 7 月 19 日（火）午後 5 時（必着）

(2) 回答

原則として、質問受付日の翌日から起算して 3 日以内に（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に回答する。軽微なものを除き、参加申込書を提出した全ての者に通知する（質問者名は公表しない）。

9 企画提案競技への参加申込み

本企画提案競技に参加を希望する者は、次のとおり参加申込を行うこと。

- (1) 提出場所 本要領 5 の場所
- (2) 提出期限 令和 4 年 7 月 22 日（金）午後 5 時（必着）
(郵送の場合も必着とする。)
- (3) 提出方法 持参、郵送又は電子メール
- (4) 提出書類
 - ア 企画提案競技参加申込書（様式第 1 号）

イ 代理人を選定した場合は、委任状（様式第2号）

(5) その他

ア 電子メールで参加申込書及び委任状を送付した者は、企画提案書提出時に、提出書類の原本を提出すること。

イ 郵送又は電子メールにより参加申込書を受け付けた場合には、宮崎県森林経営課森林管理推進室から電話で確認の連絡を行うので、申込み日翌日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）までに連絡がない場合には、問い合わせること。

なお、提出期限である7月22日（金）に持参以外の方法で参加申込書を提出した者は、当日午後5時までに本要領5の問合せ先に電話で提出状況の確認を行うこと。

ウ 参加申込書の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式第3号）を持参又は郵送により提出すること。

また、企画提案書が提出期限（7月29日）までに提出されなかった場合は、辞退届が提出されたものとみなす。

エ 電子メールで送付するデータの形式は、PDFとする。

10 企画提案書の作成及び提出書類

(1) 提出書類

下記アからカまでを1セットとし、これを企画提案書と呼ぶ。

ア 企画提案競技申請書（様式第5号）

イ 企画書（任意様式）

ウ 見積書（任意様式）

① 見積金額の表示は、税抜き金額、消費税及び地方消費税額、合計金額を明記すること。

② 企画提案書における追加提案に関する費用等についても本見積書に含むこと。
宛名は「宮崎県知事 河野俊嗣」とすること。

エ 業務実績

既存のもの及び過去2年以内の地方公共団体との契約実績（契約相手、事業名、契約金額がわかるように記載すること。）

オ 暴力団又は暴力団員に該当しないことの誓約書（様式第6号）

カ 県税に未納がないことの証明

(2) 企画提案書の提出方法

ア 提出場所 本要領5の場所

イ 提出期限 令和4年7月29日（金）午後5時（必着）

ウ 提出方法 持参又は郵送とする。

郵送の際は、書留郵便又はそれと同等の手段によること。

(3) 作成に当たっての留意点

- ア 応募する企画提案書は1案に限る。
- イ 企画提案書はA4判（やむを得ない箇所は、A3折りたたみでも可）とし、提出部数は6部（正本1部、副本5部とすること。）とする。パンフレット類等の添付資料も6部準備し、別綴りとすること。
- ウ 本業務を実施するに当たり、県職員に求める作業及び資料等についても記載すること。
- エ 専門用語については、必要に応じて用語解説を添付すること。
- オ 応募された企画提案の著作権は、その応募者に帰属する。
なお、企画提案の記載が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。
- カ 作成した広告物等の著作権は、宮崎県に帰属するものとする。

10 プレゼンテーション

(1) 日時

令和4年8月4日（木）午前10時から

(2) 場所

宮崎県婦人会館3階 おすず（宮崎市旭1-3-10）

(3) 実施方法

提案者によるプレゼンテーション方式

(4) 時間

各提案者のプレゼンテーション時間は、1社当たり、説明15分、質疑10分の計25分以内とする。

(5) 説明者

1提案者当たり2名以内で、主たる説明者を1名、それを補助する者を1名以内とし、主たる説明者は、本事業を主で担当する者とする。

(6) 各社の審査順は、企画提案書の提出順とし、発表時間は事前に通知する。

11 審査

書類審査による企画提案競技方式とし、提出された企画書について、審査委員会において審査を行い、最も優れた企画を提案した者を選定する。

(1) 審査委員会

企画提案の審査は、審査委員会において審査する。

(2) 審査手順

提出された企画提案書の内容をより詳細に把握し、より適切に審査するため、プレゼンテーションを実施し、審査基準に基づき審査委員会で審査した上で、受託候補者

を選定する。

(3) 審査基準

別紙「審査基準書」のとおり

(4) 選定結果の通知

選定結果については、採択・不採択にかかわらず全員に通知する。

12 契約

前項の審査により選定された最も優れた提案を行った受託候補者と企画提案書を基に契約の内容の詳細及び契約価格について協議し、合意に達したときは、見積書を徴して随意契約の方法により契約を締結するものとする。

なお、上記候補者との間での協議が調わない場合は、前項の審査において順位の高かった者の順に協議を行い、受託者を決定するものとする。

契約保証金については、宮崎県財務規則（昭和 39 年宮崎県規則第 2 号）第 101 条の規定による。

13 企画提案の無効

次のいずれかに該当する者の企画提案は、無効とする。

- (1) 参加する資格のない者
- (2) 参加申込書又は企画提案書に虚偽の記載をした者
- (3) 2 件以上の企画提案をした者
- (4) 提出期限までに参加申込書を提出しなかった者
- (5) 提出期限までに企画提案書を提出しなかった者
- (6) 企画提案書及び見積書について、金額、氏名、印影又は重要な文字の誤脱した又は不明な提案をした者
- (7) その他、指示した事項及び企画提案競技に関する条件に違反した者

14 その他

- (1) 本業務の企画提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提案者から提出された書類は返却しない。
なお、宮崎県は提出された書類について、本企画提案競技以外の目的で提案者に無断で使用しない。
- (3) この要領に定めのない事項については、宮崎県財務規則(昭和 39 年 3 月 21 日規則第 2 号)による。